

コロナ 長引く後遺症

新型コロナウイルスの後遺症の定義

感染確認から3カ月以内に発症し2カ月以上続く
感染中から続くか、回復後に始まることも
日常生活に支障を来す

主な後遺症

倦怠感、呼吸困難、認知障害、記憶障害、筋肉痛・けいれん

※WHOの発表を基に作成

感染確認から3カ月以内に発症して2カ月以上続いたり、感染中に始まるもの、回復後に始まるものがあると指摘した。

一月に感染した名古屋市の女性(30)が悩まされているのは、突然襲ってくる激しい眠気だ。十月から新たに保険の事業の仕事を始めたばかり。研修を受けていた最中に眠り込むことが数回あった。

上司には「コロナ後の症状」として理解してもらえたが、今後は社外で人と会う機会も増える。「寝てはいけないと思つぱり、眠くなる」と、今月初旬、愛知医科大学メディカルクリニック(同市)のコロナ後遺症外来を受診した。同外来には四月の開設から七月までに、百四十六人が訪れた。クリニック長の馬場研二さん(50)によると、「二十代もそれぞれ二割ほど現役



コロナ後の症状に苦しむ女性を診る馬場研二クリニック

一方で、感染したのが業務中であっても、後遺症で労災保険の補償を受けられるかは不透明だ。厚生労働省は昨年四月、仕事が原因で感染した可能性が高ければ、積極的に労災を認定する方針を示した。労働基準監督署への申請は十月末時点で一万七百二十一件で、認定率は約八割と高い。認定されれば治療費は全額、休業料(日雇賃)の八割が補償される。期限もなく傷病

症」。確立された治療法がない中で、倦怠感や息切れ、味覚・嗅覚障害など症状は幅広く、一年以上続くケースがある」とも分かってきた。流行は落ち着

いているものの、今夏の「第五波」によって、後遺症は若い人にも広がることが予想される。働けない状況の場合に備え、活用できる公的制度を確認しておいた方が大事だ。

(海老名徳馬)

現役世代 仕事に支障も

一年後に症状が残っている人も8・8%以上ある。感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に分類される新型コロナの治療費は公費で賄われるが、後遺症の場合は現役世代だと三割負担だ。

療養で働けなくなったり場合、会社員や公務員なら、健康保険の傷病手当金がある。

休んで毎日休日が対象で、給与の三分の一程度が受け取れる。期間は支給開始から一年六ヶ月で、健康保険組合や全国健康保険協会(協会けんぽ)などへの申請が必要だ。

一方で、感染したのが業務中であっても、後遺症で労災保険の補償を受けられるかは不明だ。厚生労働省は昨年四月、仕事が原因で感染した「物事が長引く」との意味で、「それぞれの症状と新型コロナウイルスの因果関係は不明」としているのが現状だ。後遺症を表現する。遷延は「コロナウイルスの因果関係は不明」としているのが現状だ。成田さんは「後遺症のケアに取り組むことは、大きな課題」と指摘する。実態がよく分からぬ分、患者の不安は大きい。深津さんは「まずは後遺症をよく診ている医師を受診するのがいい。その上で給付申請を考えてほしい」と呼び掛ける。

手当金より手厚い。

傷病手当、休業給付 活用を

世代が多い。受診希望者は後を絶たず、今月から診療時間も延ばした。馬場さんは「仕事ができず、休職している人が多い」と明かす。

国立国際医療研究センターが十月份に発表した国内最大規模の調査では、四人に一人が発症または診断から半年後も何らかの症状があると回答。

ただ、名古屋労災職業病研究会の成田博厚さんは「が支援した人の中には、後遺症で仕事を休んだ期間の休業給付が一時的に停止された例があった。企業の人事労務に詳しい特定社会保険労務士の深津伸子さんは「症状がコロナによるものか、他の病気によるものか、医学的な見解が集積されておらず、判断は難しいだろう」と話す。